## 船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

平成 1 5年 4月 1 日制定 平成 1 6年 1 0月 1 日一部改正 平成 1 7年 1 2月 1 日一部改正 平成 2 6年 7月 1 5 日一部改正 平成 2 7年 4月 1 日一部改正 平成 2 9年 4月 1 日一部改正 平成 2 9年 4月 1 日一部改正 令和 2年 2月 2 0 日一部改正 令和 4年 1 2月 7 日一部改正 令和 6年 4月 1日一部改正 令和 7年 4月 1日一部改正

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者等が廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、 市が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、 生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
  - (2) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) をいう。
  - (3) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第3 5号)をいう。
  - (4)条例 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成16年船橋 市条例第20号)をいう。
  - (5) 廃棄物の処理 廃棄物の埋立処分、中間処理(最終処分以外の処分をいう。)、 積替保管及び再生利用をいう。
  - (6) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
    - ア 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所及び産業廃棄物の 埋立処分の用に供される場所で次に掲げるものをいう。
    - (ア) 令第5条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所
    - (イ) 令第7条第14号イからハまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供

される場所

- イ 中間処理施設 一般廃棄物の処理施設及び産業廃棄物の処理施設のうち次 に掲げるものをいう。
  - (ア) 法第8条第1項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設
  - (イ) 令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設
  - (ウ)産業廃棄物の排出事業者に係る処理施設で、ア、ウ及びエに掲げるもの並びに(ア)及び(イ)に該当するものを除く現に事業活動を営んでいる場所以外に設置する産業廃棄物の処理施設(条例第12条第1項第1号、第2号で定める施設に限る。)
  - (エ) 一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者の当該業に係る施設で、ア、 ウ及びエに掲げるもの並びに(ア)及び(イ)に該当するものを除く処理施 設
- ウ 積替・保管施設 令第3条第1項第1号へ及びリ、令第6条第1項第1号ハ 及びホ並びに令第6条の5第1項第1号ロ及び二に規定する積替え又は保管 を行う施設のうち次に掲げるものをいう。
- (ア) 産業廃棄物の排出事業者に係る積替・保管施設で現に事業活動を営んでいる場所以外に設置する産業廃棄物の積替・保管施設(条例第12条第1項第3号で定める施設に限る。)
- (イ) 一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者の当該業に係る積 替・保管施設
- エ 再生利用施設 一般廃棄物再生利用業者及び産業廃棄物再生利用業者の当 該業に係る積替・保管施設及び再生活用施設をいう。
- (7) 設置等 次に掲げる事項をいう。
  - ア 廃棄物処理施設の設置
  - イ 廃棄物処理施設の主要な設備の変更又は処理能力の増加
  - ウ 廃棄物処理施設において取扱う廃棄物の種類の変更(種類の追加に限る。)
  - エ 廃棄物処理施設用地の拡大
  - オ 既に製造施設等として設置された施設の、廃棄物処理の目的での使用
  - カ 排出事業者が、自らその産業廃棄物の処理を行うことを目的として現に有している又は使用している処理施設の、廃棄物処理業の目的での使用
  - キ その他環境保全、災害防止のうえで支障を及ぼすおそれがあると市長が認める廃棄物処理施設の変更
- (8) 事業者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 廃棄物の排出事業者
  - イ 廃棄物処理業者 次に掲げる許可を受けようとする者及び受けている者を いう。
    - (ア) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可
    - (イ) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可

(ウ) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可 ウ 廃棄物再生利用業者 規則第2条第2号、規則第2条の3第2号、規則第9 条第2号又は規則第10条の3第2号の指定を受けようとする者及び受けて いる者をいう。

# (事業者等の責務)

- 第3条 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理を行うにあたっては、 法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める諸基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理に起因する公害及び災害 の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければなら ない。
- 3 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定にあたっては、本市が定めた土 地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。
- 4 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等にあたっては、地域住民等の理解を得るようにしなければならない。
- 5 事業者等(廃棄物処理業者に限る。)は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定及 び廃棄物の処理を行うにあたっては、市域から排出される廃棄物の取扱いを優先す るものとし、市域以外の地域から排出される廃棄物の取扱いを抑制するよう努めな ければならない。
- 6 事業者等又はその代行者等は、廃棄物処理施設の設置等に関し、地域住民その他の関係者への強要、脅迫その他これらに類似する威嚇行為はしてはならない。

## 第2章 事前協議

(事前協議)

- 第4条 事業者等は、廃棄物処理施設(都市計画法第11条に規定する施設で都市計画決定されるものを除く。)の設置等を行おうとする場合であって次の各号に掲げる申請又は届出を行うときは、あらかじめ、廃棄物処理施設設置等事前協議書(別記第1号様式)を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、次条に該当するときはこの限りでない。
  - (1) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可の申請
  - (2) 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可の申請
  - (3) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可の申請
  - (4)法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可の申請
  - (5) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請
  - (6) 規則第2条第2号又は規則第2条の3第2号の指定の申請
  - (7) 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の指定の申請
  - (8) 法第7条の2第3項の変更の届出

- (9) 法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の変更の届出
- (10) 法第15条の2の5第1項の規定による届出(同条第2項の規定を適用する場合を除く。)
- (11)条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可の申請
- 2 前項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。
- (1)環境調査報告書(別記第2号様式)
- (2) 位置図(縮尺25,000分の1)
- (3)付近の見取図(縮尺2,500分の1)、案内図及び計画地並びに周辺の地形の状況を示す写真
- (4) 公図の写し
- (5) 都市計画図
- (6) 土地利用現況図
- (7) 廃棄物処理施設の計画概要として次に掲げる書類
  - ア 事業計画書
  - イ 計画地の敷地内配置図
  - ウ 処理フロー図
  - 工 予定施設一覧表
  - オ 廃棄物処理施設の設計概要図(平面図、立面図、側面図、構造図及び断面図 等)
  - カ 施設の仕様を示す書類(仕様書、カタログ及び能力計算書)
  - キ 給排水計画図
- (8) 誓約書(別記第3号様式)及び定款又は第2条(8) イに掲げる許可を既に受けている者にあっては当該許可に係る許可証の写し
- (9) 事業者等が法人である場合には、履歴事項全部証明書
- (10) 事業者等が個人である場合には、住民票の写し
- (11) 計画地の土地の使用権原を有することを証する書類として次に掲げる書類 ア 土地の登記事項証明書
  - イ 借地がある場合にあっては、当該土地所有者の仕様承諾書
  - ウ 搬入道路が私道である場合にあっては、当該搬入道路管理者の通行承諾書
- (12)施設の設置等に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類(別記第4号様式)
- (13) 説明会等計画書 (別記第5号様式) 及び説明会等に係る書類として次に掲げる書類
  - ア 説明会等を実施する範囲を示す書類
  - イ 説明会等を実施するにあたり使用する資料
- (14) 生活環境影響調査計画書

(第2条第6号ア及びイの(ア)、(イ)に規定する廃棄物処理施設に係るものに限る。ただし、「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する対象事業に該当する場合には環境影響調査準備書又は環境影響評価書に替えることができる。

## (15) その他市長が必要と認める書類

- 3 事業者等は、第1項の規定により市長に提出する事前協議書等(別記第1号様式及び前項の関係書類等をいう。以下同じ。)及び事前協議において、市長が別に定める立地等に関する基準(以下「立地基準」という。)に(第2条第7号オに該当する場合には、原則として)適合するようにするとともに、構造に関する基準(以下「構造基準」という。)及び維持管理に関する基準(以下「維持管理基準」という。)にも適合するようにしなければならない。ただし、条例第12条に規定する小規模産業廃棄物処理施設については、「構造基準」及び「維持管理基準」の規定を適用しないものとする。
- 4 市長は、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前 協議又は事前協議書等の提出時において、廃棄物の処理に関し、措置命令を受けそ の支障の除去等の措置を講じない者又は改善命令、改善勧告等を受けその処理の方 法の変更等の必要な措置を講じない者に係る事前協議については応じないものと する。

#### (廃棄物処理施設の更新)

- 第4条の2 事業者等は、処理実績がある同一事業場内の同一種類の廃棄物処理施設の更新(第2条第6号イ及び工に該当する施設の更新に限り、前条第1項第2号、第5号及び第11号に掲げる申請を行う場合を除く。)を行おうとするときは、廃棄物処理施設更新届出書(別記第1号様式の2)を市長に提出し、別表第1に掲げる部局が所管する関係法令に基づき、必要な申請や協議等の調整を行わなければならない。
- 2 前項の廃棄物処理施設更新届出書には前条第2項第7号イ、オ及びカに掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 事業者等は、第1項の調整が終了したときは、関係法令調整済報告書(別記第1 号様式の3)を市長に提出し、その結果を報告しなければならない。

### (現地調査)

第5条 廃棄物指導課長は、第4条第1項の規定による事前協議書等を受理した後、 必要に応じ現地調査を行うものとする。

## (協議会の設置及び運営)

第6条 廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、船橋市廃 棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (協議会の審査)

- 第7条 廃棄物指導課長は、事前協議書等を協議会の審査に付するものとする。
- 2 協議会の会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、事業者等に 対し説明を求めることができる。

### (計画の審査指示等)

- 第8条 市長は、協議会の審査結果に基づき、事業者等に対し廃棄物処理施設の設置 等を行うにあたっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示(以下「審 査指示」という。)を行うものとする。
- 2 市長は、前項の審査指示を行うにあたり、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、第1項の審査指示(廃棄物処理施設の設置等を行うにあたっての留意事項に限る。)を行うときは、次の各号のいずれかにより定める事前協議書等の内容を周知することが適当と認められる地域(以下「関係地域」という。)を、併せて指示するものとする。
- (1) 最終処分場の計画にあっては、計画区域からおおむね300メートル以内の地域及び搬入道路(国道、県道、市町村道及び法定外共用道路を除く。以下同じ。) の沿道(道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下同じ。)
- (2) 最終処分場以外の計画にあっては、計画区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の沿道

#### (関係機関等との調整)

第9条 事業者等は、審査指示事項を満足させるための関係機関との調整、協議等を 自らの責任において行わなければならない。

# (説明会の開催)

- 第10条 事業者等は、第8条第3項の規定により市長が指示した関係地域に居住する住民(以下「関係地域住民」という。)に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業計画の説明を行わなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催することができる。
- 2 事業者等は、説明会を開催するにあたっては、その場所、日程、事業計画の概要 等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならない。
- 3 事業者等はその責めに帰することのできない理由で説明会を開催することができない場合は、事前協議書等についてその内容を平易に要約した文書を配布する等の方法により周知に努めなければならない。

- 4 事業者等は、説明会の日程が終了したとき、またはやむを得ず文書等の配布により周知を終了したと判断した場合は、その実施状況について記載した説明会等実施 状況報告書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、 事業者等に対し、再度説明会を開催することを指示することができる。
- 6 前項の規定による指示に基づく説明会については、第1項から第4項までの規定 を準用する。

## (関係地域住民との調整)

- 第11条 事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域の関係地域住民(世帯主)3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民(世帯主)3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 前条及び前項の規定は、当該事業計画が次の各号のいずれかに該当し、市長が適 当と認める場合は省略することができる。
- (1)「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する 対象事業に該当するとき
- (2)建設汚泥の最終処分場の設置者が当該処分場で処分するため当該処分場内に汚泥の脱水又は乾燥施設を設置するとき
- (3)新たに令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条に規定する施設に該当する 施設の変更であって、主要な施設の変更を伴わないとき

#### (審査指示事項調整済回答書)

- 第12条 事業者等は、第9条から前条第1項までの調整、協議等が終了した場合は、 審査指示事項調整済回答書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関に照会し、 その内容を確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認により第9条から前条第1項までの規定による調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業者等に対し当該事項について再度当該調整、協議等を行うことを指示するものとする。
- 4 前項の規定による調整、協議等については、第9条から第2項までの規定を準用する。

# (事前協議の終了通知)

第13条 市長は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合には、 事業者等に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

## (事前協議の有効期間)

第13条の2 事前協議の有効期間は、前条の規定による通知をした日の翌日から起算して1年間とする。ただし、事前協議を終了した者から設置に係る許可申請又は届出の遅延の申し出があり、市長がこれを正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

## (事前協議の変更)

- 第14条 事業者等は、第22条第1項の規定による通知を受けるまでの間に、第4条第1項の規定により市長に提出した事前協議書等の内容に変更があったときは、 廃棄物処理施設設置等事前協議変更書(別記第8号様式)に変更に係る図書類を添付し市長に提出し、再度協議しなければならない。ただし、軽微な変更を行う場合にあっては、廃棄物処理施設設置等事前協議軽微変更届出書(別記第9号様式)に変更に係る図書類を添付し市長に届出することによりこれに代えることができる。
- 2 第4条から前条までの規定は、変更の事前協議に準用する。
- 3 第1項で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
- (1)事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2)第2条(8)イに掲げる許可を既に受けている者にあっては当該許可に係る内容の変更
- (3) 施設設置等に要する資金の総額及び資金の調達方法の変更
- (4) その他市長が軽微な変更であると認める変更

## (報告の徴収)

第15条 市長は、事業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

## (事前協議の取下げ及び有効期間)

- 第16条 事業者等は、事前協議を取り下げる場合には事前協議取下書(別記第10 号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、第8条第1項の審査指示の日から起算して2年を経過した日、又は第4条第1項の規定による事前協議書の提出の日から3年を経過した日において、第4条第1項の協議が終了していないときは、当該事前協議書等は、取り下げられたものとみなす。

ただし、「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規 定する対象事業に該当するとき又は、市長がやむを得ないと認めたときは、この限 りでない。

# (手続きの省略)

第17条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が適当と認める場合は、第7条

から第12条の規定の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 既に製造施設等として設置され、おおむね5年以上の生産実績のある施設を利用して廃棄物を処理(再生活用を含む。以下同じ。)するとき。
- (2) 廃棄物を排出する事業者が当該廃棄物を自ら処理するために設置し、おおむね 5年以上処理実績がある処理施設等を利用して他人の廃棄物を処理するとき。
- (3)土地区画整理事業等に伴い施設を移設するとき(当該事業区域地内での移設に限る。ただし、最終処分場を除く。)。
- (4) 既に造成が完了している工業専用地域に設置等するとき。
- (5) おおむね5年以上の処理実績がある同一事業場内の同一種類の処理施設の増設、 更新又は変更であって、能力の増加が当該施設に係る事前協議時の50パーセント以内であるとき(変更によって新たに令第5条第1項に規定する一般廃棄物処理施設若しくは令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合、廃棄物処理施設用地を拡大する場合又は第4条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新に該当する場合を除く。)。
- (6) 生活環境への影響を改善する目的で施設を変更するとき。
- (7)主要な施設の変更を伴わない施設の変更又は廃棄物の種類の変更をするとき (変更によって新たに令第5条第1項に規定する一般廃棄物処理施設若しくは 令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合、廃棄物処理施設用 地を拡大する場合又は新たに特別管理一般廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物 を追加する場合を除く。)。
- (8) 処理実績がある産業廃棄物処理施設について、法第15条の2の5第1項に規定する特例の届出をするとき。
- (9) 廃棄物処理業者の当該業に係る中間処理施設での処理の前処理として選別される廃棄物の積替保管施設を当該中間処理施設と同一敷地内で設置するとき。
- (10)積替・保管施設の敷地面積の拡大を伴わない施設の変更又は廃棄物の種類の変更をするとき(新たに特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を追加する場合を除く。)。
- (11) その他、既に事前協議と同等の手続きがなされていると市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によるほか、関係法令、関係地域住民等との調整及び環境保 全対策の内容等から適当と認める場合には、第7条から第12条までの規定の全部 又は一部を省略することができる。

#### 第3章 施設の設置等

(構造基準の遵守)

第18条 事業者等は、廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物処理施設 の構造について、構造基準を遵守しなければならない。

(設置に係る許可申請等)

- 第19条 事業者等は、次に掲げる許可を要する廃棄物処理施設を設置しようとする ときは、第13条の規定による通知を受けた後に当該許可の申請を行うものとする。
  - (1) 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可
  - (2) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可
  - (3)条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可
- 2 前項の各号に掲げる許可を要しない廃棄物処理施設を設置しようとする事業者 等は、第13条の規定による通知を受けた後に、廃棄物処理施設設置届出書(別記 第11号様式)により市長に届け出なければならない。

## (譲受け・借受け等に係る許可申請等)

- 第20条 法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の 規定による許可を受けようとするものは、当該許可申請書に付近の見取図及び第1 1条に規定する環境保全協定書の写しを添付しなければならない。
- 2 第19条第2項の届出者から届出施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、 事前に廃棄物処理施設譲受け(借受け)届出書(別記第12号様式)により市長に 届け出なければならない。
- 3 第19条第2項の届出者から届出施設を相続したとき又は法人である届出者の合併若しくは分割があったときは、当該廃棄物処理施設の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該廃棄物処理施設の全部を承継した法人は、当該廃棄物処理施設の届出者の地位を承継する。

なお、相続、合併又は分割があった日から30日以内に、相続届出書(別記第13号様式)又は合併・分割届出書(別記第14号様式)にその事実を証する書面を添付して市長に届け出なければならない。

#### (使用前検査)

第21条 事業者等は、第19条第2項に規定する廃棄物処理施設の設置等の工事 (第4条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新を含む。)が竣工したときは、 工事完了報告書(別記第15号様式)により市長に届け出るとともに、その使用前 検査を受けなければならない。

#### (工事完了確認通知)

- 第22条 市長は、次に掲げる検査を行い、当該廃棄物処理施設が次項に掲げる技術 上の基準及び構造基準に適合していると認められる場合には、事業者等にその旨通 知するものとする。
  - (1) 法第8条の2第5項に規定する検査(法第9条第2項において準用する場合を含む。)
  - (2) 法第15条の2第5項に規定する検査(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)

- (3)条例第14条第3項に規定する検査(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)
- (4) 前条の使用前検査
- 2 前項に規定する技術上の基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 法第8条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準(法第9条第2項において準用する場合を含む。)
- (2) 法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準(法第15条の 2の6第2項において準用する場合を含む。)
- (3)条例第14条第1項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)
- 3 事業者等は、第1項の通知を受けた後でなければ、当該廃棄物処理施設を使用してはならない。

#### (処理業の許可の申請)

- 第23条 次に掲げる許可又は指定の申請を要する者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に当該許可又は指定の申請を行うものとする。
  - (1) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可
  - (2) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可
  - (3) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可
  - (4) 規則第2条第2号又は規則第2条の3第2号の指定
  - (5) 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の指定

#### 第4章 維持管理

(維持管理基準の遵守)

第24条 事業者等は、廃棄物処理施設の維持管理にあたっては、維持管理基準を遵 守しなければならない。

# (維持管理状況の報告)

第25条 事業者等は、廃棄物処理施設(令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。)の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の1月10日までに、施設の種類に応じた廃棄物処理施設維持管理報告書(別記第16号様式から別記第20号様式)により市長に報告しなければならない。

## (事故時の措置)

第26条 事業者等は、廃棄物処理施設又はその他関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やか

- に廃棄物処理施設事故報告書(別記第21号様式)により市長にその状況を報告するものとする。
- 2 前項の場合において、市長が事業者等に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、事業者等はこれに従わなければならない。
- 3 市長は、前項の措置が完了するまでの間、当該廃棄物処理施設の操業の停止を指 示することができる。

(廃止・休止・再開届出)

第27条 事業者等は、廃棄物処理施設(令第5条第1項及び第2項、令第7条各号並びに条例第12条第1項に規定する廃棄物処理施設を除く。)を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、廃棄物処理施設廃止(休止・再開)届出書(別記第22号様式)により市長に届け出なければならない。

### (閉鎖協議等)

第28条 事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、あらかじめ最終処分場閉鎖協議書(別記第23号様式)により市長に協議し、承認を得なければならない。

### 第5章 その他

(許可手続の中断等)

第29条 市長は、事業者等が廃棄物の処理に関し法及び他の関係法令に基づく改善命 令、改善勧告等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続きを中断することができる。

(台帳の整備等)

第30条 市長は、第4条第1項の規定による事前協議について、その内容を記した 台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第31条 本要綱に基づき市長に提出する書類等の提出先は、廃棄物指導課とする。

(提出書類の部数)

- 第32条 第4条第1項、第2項、第12条第1項及び第14条第1項に係る書類等 は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。
- 2 第10条第4項、第16条第1項、第19条第2項、第20条第2項及び第3項、

第21条並びに第25条から第28条までに係る書類は、各1部とする。

(委任)

第33条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する 指導要綱」(平成10年6月17日改正以後)の諸規定に基づき提出されている廃棄 物処理施設に係る計画等は、この要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみな す。
- 3 市長が別に定める立地等に関する基準、構造に関する基準及び維持管理に関する 基準に関する経過措置については、各々の基準において定めるものとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

## (経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお 従前の例による。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお 従前の例による。また、この規則の施行の際、現に調製されている用紙は、当分の 間所要の調整をして使用することができる。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 別表第1

所	属
船橋市保健所	衛生指導課
	環境政策課
	環境保全課
環境部	資源循環課
	廃棄物指導課
	クリーン推進課
経済部	商工振興課
(注) (注)	農水産課
都市計画部	都市計画課
都市整備部	都市整備課
個   11	公園緑地課
道路部	道路計画課
下水道部	下水道河川管理課
建築部	建築指導課
建架叫	宅地課
消防局	予防課
行約元	警防課
農業委員会事務局	
教育委員会学校教育部	保健体育課
教育委員会生涯学習部	文化課

# 廃棄物処理施設設置等事前協議書

最終処分場 中間処理施設 積替·保管施設 再生利用施設

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第4条第1項の規定により、 関係書類を添えて協議します。

受	付	印	

# 施設計画書

۵۱	申;	請者住房	ŕ				
計画	申;	請者氏名	7				
者	担当	i者職・氏名	7		連絡先		
の	資	本 金	之		従業員		(名)
概要	主た	る業務内容	3		1		
安	廃棄	<b>三</b> 物処理経歴	秃				
	施	設 所 在	地		( <del>1</del>	羊細は別添	のとおり)
	面		積				
基本	設	置の目	的				
本	廃	棄物のほ	区 分	一般廃棄物 産業廃弱	美物 特別	管理産業原	<b>菜物</b>
計	処	理形	態	自己処理	処	理業	
画	施	設 区	分	最終処分 中間処理	積替・信	呆管 再生	利用
	構造	・維持管理	概要	別添	のとおり		
	埋	立予定其	朝 間	年 月 日~ 年	月	日(年	月間)
	施	設 の 種	類	1日あたり最大処理能力 (最終処分場にあっては 埋立面積及び容量)	取扱廃	<b>棄</b> 物名	取扱予定数 量
事							
業							
範							
囲	最	埋立廃棄	物量				
	終	3 - 90 71					
	処	覆 土	量				
	分	合	計				

# 処理計画

								土川							
廃の	乗り対	匆 受	入法												
最終		川土で 理 方		場内 処		て利	用(均	里立資	材	骨材	盛士	:用等)			
処分	跡北方	也利 月	月の法												
その		里又に利用													
他		関後の対													
	環	境。調	司 查	報	告	書			(別	記第2	2 号様	(式)			別紙-1
	位		置	<u>.</u>		図			1	: 25	, 0	0 0			別紙-2
	付	近 0	)見	取	り	図			1	: 2	, 5	0 0			別紙-3
添	<b>₩</b>	<b>表</b> 止	<i>l</i> m	1 723	<b>↓</b> /_	≓πı	1	平	面	図	2	<u> </u>	面	図	別紙-
付		棄物			施	設	3	側	面	図	4	構	造	図	~
書	0)	計	画	概	要	図	5	断	面	図	6	そ	の	他	別紙-
類	公	図	(	写	l	)		•		1:6	6 0 0				別紙-
							都市	計画図	X]						別紙-
	そ(	の他	必	要な	2 図	書	土地	利用基	見況図	図 (1	: 2,	5 0	0)		別紙-
							その	他							別紙-

# 計画地等一覧表

別	添			章	十画地等	一覧表		
			住所・地番	所有者	使用者	地 目 (m²)	都市計画法の 区分・用途名	その他法令 の 指定の有無
		1						
		2						
		3						
		4						
	施	5						
	設	6						
	叹	7						
	計	8						
		9						
	画	10						
		11						
	地	12						
		公有財産						
		1						
		2						
		3						
		4						
		5						
	隣	6						
		7						
	接	8						
		9						
	地	10						
	地	11						
		12						
		公有財産						

# 構造及び維持管理の概要

				併但及UMITE 生VM安		
囲	V	, <b>)</b>	等			
表	Ī.	示	等		(別紙-	参照)
雨	水	等	Ø			
流	入	防	止		(別紙-	参照)
排	ガン	ス対	策		(別紙-	参照)
保	管	設	備			
					(別紙-	参照)
搬	入	道	路		(別紙-	参照)
消	火及	設び	備			
洗	車	設	備		(別紙-	参照)
駐	車 及	設び変	備			
管出		事務	所		(別紙-	参照)
0	村	理 設既 一 図	要			
放泊	流先ま	での権	構造			
放	流計	画水	. 質			
					/Bul/vet	<b>↔</b> п77.\
					(別紙-	参照)

# (構造及び維持管理の概要 続き)

廃	棄物	勿口	の確	認																	
																	(另	川紙-	_	参	照)
作	業		時	間																	
																	(另	川紙-	_	参	照)
飛悪			流 防	出止													<b>(</b> 尼	<b>川紙-</b>	_	参見	招)
																	(/)	1/11/1		<b>9</b> /2	<u>127</u>
防				火													(另	川紙-	_	参照	招)
																	(/3	3/154		<i>&gt; 1</i>	1117
害	虫等の	の新	色生防	止																	
																	(另	川紙-	_	参	照)
記	録及	支て	び保	存																	
																	(另	川紙-	_	参	照)
	音・ じ																<b>(</b> 早	<b>川紙-</b>	_	参	招)
																	(力	1/1/1		<b>少</b> 5	<u> </u>
使	用		道	路													<b>(</b> 兄	川紙-	_	参	招)
					検	水	の	採	取	方	法	及	び	分	析	項		分	析	頻	度
放		流		水																	

# 廃棄物処理施設更新届出書

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第4条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の種類	
処 理 す る 廃棄物の種類	
設 置 場 所	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
処 理 能 力	
処理方式、構造及び 設備の概要	
受 付 印	

# 関係法令調整済報告書

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第4条の2第1項の規定に基づく調整が終了したので、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

施設更新届出書 受 付 年 月 日	
施設の種類	
処 理 す る 廃棄物の種類	
設 置 場 所	
調整の内容	
受付印	

# 環境調査報告書

	山砂・砂利等を採取した	くぼ地 自然のく	ま地 こうしゅうしゅう
	その他のくぼ地(		)
計画地の地形	平坦地 傾斜地	山間地(山林)	
の状況	丘陵地    低湿地	沢状地(谷間)	)
(写真添付)	その他(		)
	<説明>		
		(別紙—	のとおり)
	平坦地 傾斜地	山間地(山林)	
周辺の地形	丘陵地    低湿地	泥状地(谷間)	)
の状況	その他(		)
(写真添付)	∠=¥ 1□ <b>\</b>		
	<説明>		
		(別紙—	のとおり)
	主な樹木、草木の種類		
			]
	主な動物の種類		
		[	]
予定地及び	漁業、養殖等 有·無	有の場合、その内容	
周辺の動植		[	]
物の状況	貴 重 種 有 ・ 無	有の場合、その内容	
		[	]
	<説明>		
		(別紙─	のとおり)

					玉	道	路線名		交通		台/日	
							(	幅員	m	1)		
					県	道	路線名		交通	量	台/日	
							(	幅員	m	.)		
					市町	村道	路線名		交通	i 量	台/日	
							(	幅員	m		Д/ Н	
使	用	道	路		赤	道	幅員					
					農	道	幅員					
					私	道	幅員					
					交通	安全旅	<u>L</u> 記設の状況					
					計画	<b>也周</b> 辺	2の民家等の	数				
					501	n D	人内		戸			
					50	~	100m		戸			
							200m		<u></u> 戸			
					100	$\sim$						
					200	$\sim$	300m		<u>戸</u>			
計	画均	也 周	辺		300	$\sim$	500m		<u>戸</u>	計	戸	
の	立均	也 環	境		老、店舗 界との			"る建物の敷	:地境			m
							病院、診療所 -ムとの至近	所、図書館、 :距離	特別			m
				宅地	也開発-	予定地	からの距離					m
				土井	也区画图	整理事	耳業の予定区	域からの距	雏			m
				指定	宇文化	<b>サ及び</b>	·····································	の有無	 有・	<del></del>		
				767	+14/	.,, •			<del></del>		)とおり)	

公 状	有	財	産	の 況	国(県・市)有財産 有の場合、その現況 共有地・共有水路	有・無	
計周地	画辺			び 途 等		(別紙─	のとおり)
計周利	画辺用	0)			優良農地 (有・無) 農地 宅地 山林 その他		

					飲料用自家用井戸、共同井戸を利用している戸数、水位	
					<u>50m 以内</u> 戸 水位 m ~ m	
					<u>300 ∼ 500m</u> 戸 水位 m ∼ m	
地	下	,	水	0)	(別紙― のとおり)	
利	用	)	状	況	農業用井戸、工業用井戸を利用している戸数、水位	
					<u>農業用井戸</u> 戸 水位 m ~ <u>m</u>	
					<u>工業用井戸 戸 水位 m ~ m</u>	
					<u>その他( ) 戸 水位 m ~ m</u>	
					(別紙― のとおり)	
					<説明>	
					(別紙― のとおり)	
					水道水源 有・無	
					有の場合	
計	画	地	周	辺		
	ı.	٠	ι.	Ner:	<u>種類</u>	
0)	水	追	水	源	規模	
0		状		況	利水範囲及び計画地からの距離( m)	
					1777-FEDOCO PT FET ON 2 - PETIDE ( 2227)	
					<説明>	
					(別紙― のとおり)	

				農業用水、工業用水として河川、湖沼等の利用状況		
地	表	水	0)	農業用水(    戸)・採取先名称(    )		
利	用	状	況	工業用水(    戸)・採取先名称(    )		
71.0	) I1	<i>1</i> /\	νu	 <説明>		
				放流経路図及び放流水流入河川の状況		
				廃棄物処理施設		
				4 (利水の有無) (利水の有無)		
				有・無		
				名称 (利水の有無)		
				有・無		
放	流	経	路	名称 (利水の有無)		
				有・無		
				名称 (利水の有無)		
				有・無		
				河川(一級・二級又は準用河川)又は海域の名称		
				/Fullet		
				(別紙― のとおり)		
				<説明>		

関	自然公園法·条例	
係	自然環境保全法・条例	
法	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	
令	首 都 圏 近 郊 緑 地 保 全 法	
Ø	都市緑地保全法	
<b>V</b> )	森林法	
指	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
定	砂防洗	
状	河 川 法	
況	地すべり等防止法	

関	農		地		法	
係			・地 域 る		備 に 律	
法	海		岸		法	
令	都	市	計	画	法	
の	建	築	基	準	法	
指						
定						
状	公	害	関 ほ	系 法	令	
況						

# 誓 約 書

廃棄物処理施設の設置等を計画する下記の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第7条第5項第4号イからト までのいずれにも該当しない 第14条第5項第2号イからへ こと、及び生活環境の保全を目的とする法令等を遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

# (別記第4号様式)

施設の設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

				<del>,</del>
	内		訳	金 額(千円)
施設	の設	置に要	する	
		の総		
		· > ///L		
	土		地	
	事	務	所	
			///	
	施		設	
	自	己資	× &	
	借	入	金	
	(信	<b>計入</b> 先	3名)	
調				
達				
r				
方	7	<i>D</i>	lila	
	そ	の	他	
\/	増		資	
法				
	L			
			-	
備考	内	]訳欄の	事項	については、 事業計画に応じ適宜変更すること

# 説明会等計画書

船橋市長あて

年 月 日

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第10条の規定による説明会について、下記のとおり計画します。

説明会の開催案内及 び事前周知方法	<ul><li>・戸別配布</li><li>・ 自治会内の回覧</li><li>・ その他</li></ul>
説明会の開催方法	・自主開催 ・その他( )
開催予定日時	年 月 日 時から 時まで
開催予定場所	
説 明 対 象 者	町名     (     世帯)       町名     (     世帯)       町名     (     世帯)       合計     (     世帯)
説 明 内 容	

# 説明会等実施状況報告書

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第10条の規定による説明会について、下記のとおり実施したので報告します。

	開催日時	
	開催場所	
	出席者の状況	
関係地域住民に 対する説明会 (第10条関係)	開催状況	

# 審查指示事項調整済回答書

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第8条第1項の規定により審査指示のあった下記計画について調整が終了したので、同要綱第12条第1項の規定により回答します。

事前協議書等	
受付年月日	受付番号
	1 最終処分場(一般廃棄物 産業廃棄物)
廃棄物処理	2 中間処理施設(一般廃棄物 産業廃棄物)
施設の種類	3 積替・保管施設(一般廃棄物 産業廃棄物)
	4 再生利用施設(一般廃棄物 産業廃棄物)
指示年月日	
受 付 印	

# 廃棄物処理施設設置等事前協議変更書

最終処分場 中間処理施設 積替·保管施設 再生利用施設

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月 日付けで提出した廃棄物処理施設設置等事前協議書について変更したいので、船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

	変更後	変更前
変更する事項の内容		
変更の理由		

### 廃棄物処理施設設置等事前協議軽微変更届出書

最終処分場 中間処理施設 積替·保管施設 再生利用施設

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月 日付けで提出した廃棄物処理施設設置等事前協議書について変更したいので、船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第14条第1項の規定により届け出ます。

	変更後	変更前
変更する事項の内容		
変更の理由		

### 事前協議取下書

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第16条第1項の規定により 事前協議を取り下げます。

事前協議書等	五 4 亚 日
受付年月日	受 付 番 号
	1 最終処分場(一般廃棄物 産業廃棄物)
廃棄物処理	2 中間処理施設(一般廃棄物 産業廃棄物)
施設の種類	3 積替保管施設(一般廃棄物 産業廃棄物)
	4 再生利用施設(一般廃棄物 産業廃棄物)
計画所在地	
取り下げ理由	
受 付 印	

### 廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第19条第2項の規定により、 関係書類及び図面を添えて、廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

施設の種類	
処理する廃棄物の種 類	
設 置 場 所	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
処 理 能 力	
処理方式、構造及び 設備の概要	
事前協議書等受付年月日	受付番号
受付印	

排ガスの	) <i>§</i>	処理方法		
排水の	処	理方法		
放 流 水		の水質		
放 流 水		の水量		
放流水の及び放流				
汚泥等の			自家処分	委託処分
処分方法				
ばいじんの	り	区分	自家処分	委託処分
処分方法	<sup>去</sup>			
焼 却 灰 の			自家処分	委託処分
処分方法				
添付書類及び図面	1 2 3 4 5 6 7	計計を当した。 おいこう おいこう おいこう おいこう おいこう おいこう おいこう おいこう	びに最終処分場にあったでする書類及び図面の維持管理に関する計場にあっては、埋立処画場以外の施設にあっての付近の見取図排水の処理系統図6の添付書類及び図過理に関する指導要綱領	L分の計画を記載した書類及び災害防止

#### 備考

- 1 排ガス、排水の処理方法については、その概要を記入すること。
- 2 放流水の水質については、維持管理基準表 3 に規定する排水基準に掲げる項目に 従って放流水の予定水質を記入すること。
- 3 放流水の概況については、放流先の名称(河川名、湖沼名等)及び放流先との関係等を記入すること。

### 廃棄物処理施設 譲受け 届出書 借受け

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第20条第2項により、廃棄物処理施設の 譲受け を関係書類及び図面を添えて届出します。

借受け   一	ANCO LIE CHINE CHE CONTROL	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者 の氏名)及び住所		
廃棄物処理施設の設置の場所		
廃棄物処理施設の種類	į	
廃棄物処理施設の設置届出年月日	年 月 日	
※ 譲 受 け 等 の 年 月 日	年 月 日	
※譲受け等の受付番号		
※ 事 務 処 理 欄		
受付印		

### 相続届出書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物処理施設の設置の届出をした者の地位を相続により承継したので、船橋市廃棄物 処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第20条第3項の規定により関係書類及び 図面を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 糸	· 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の	氏名       )住所       住所	
廃棄物処理施設の設置の	場所	
廃棄物処理施設の	種 類	
廃棄物処理施設の設置届出年	年 月 日	
相続の開始の	日	
※ 事 務 処 理	欄	
受付印		

### 合併 · 分割届出書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第20条第3項により、廃棄物処理施設の合併又は分割について関係書類及び図面を添えて届出します。

î	易所	世置の場	の設	施設	理が	勿処	棄物	廃
į	類	どの種	施設	理力	処	物	棄	廃
年 月 日	月日	届出年。	設置	設の	1 施記	処理	棄物	廃
	り当 人の	くは合 <sup>,</sup> 計によ ました法, 表者の」	マは分と承継	去人又 を設を	た法 理施	立し 物処	り設 廃棄4	よ 該
2	条件	及び多	方法	割の	分害	ては	併又	合
	曲	の理	割	分	は	又	併	合
	期	の時	割	分	は	又	併	合
年 月 日	日	月	年	H	出	届	,	*
-	号	番		付		受		*
	欄	理	処	务	務	事	-	*
					印	†	付	受

### 工事完了報告書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

次の 一般廃棄物処理施設 が竣工したので、船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管 産業廃棄物処理施設

理に関する指導要綱第21条の規定により届け出ます。

-: [24 / G 4D 14 S 4:[14/])	111 122 = 1 111 111 11 11 11 11 11 11 11 11 11
施設の種類	
処理する廃棄物の 種 類	
設 置 場 所	
竣 工 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	
処 理 能 力	
処理方式、構造及び 設備の概要	
事 前 協 議 書 等 受 付 年 月 日	受付番号
受 付 印	

### 廃棄物処理施設維持管理報告書

(最終処分場)

年 月 日

船橋市長

あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により最終処分場の維持管理の状況を下記のとおり報告します。

記

						нС						
1	事	業	者	名			許可	可番号	(			)
1	所	在		地								
2	最終	処分場	昜の	名称				種類	(遮断型	管理型	! 安	定型)
	所	在		地								
3	報告	に係	るま	期間		年	月	日~		年	月	日
4	埋立	7. 進 7	行壮	犬 況	別紙1のと	おり						
5	観測	井水質	分析	結果	別紙2のと	おり						
6	放流	水水質	分析	結果	別紙3のと	おり						
7	浸出	液水質	分析	結果	別紙4のと	おり						
8	廃 棄	物分	析》	結 果	別紙5のと	おり						
受	付印											

事業者名	

## 最終処分場埋立進行状況

埋立地	面積	m <sup>2</sup>
埋立地	容量	m³
埋立廃棄物量	(期間計)	m³
<u></u> 生 工 併 来 初 里 「	(累 計)	m³
残存	容量	m³

<u></u>	<b>至真貼付欄</b>	撮影年月日撮影者氏名	年	月	日
備	考				
(注)	備考欄は分析機関名及び処分場の構造の重要語	部分に支障を生じた際	に講じ	た措置	置等に

(注) 備考欄は分析機関名及び処分場の構造の重要部分に支障を生じた際に講じた措置等に ついて記入すること。

事業者名		
事 兼 有 名		

## 最終処分場観測井水質分析結果

(地下水の1~5に係る項目)

		1			(, []	/1( ) -			<i>/</i> / / / / /	,
	観測位置No名称									
		年	年	年	年	年	年	年	年	年
	試料採取年月日	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日	日	日	日
1	水素イオン濃度指数									
2	生物化学的酸素要求量									
3	化 学 的 酸 素 要 求 量									
4	塩化物イオン									
5	電 気 伝 導 度									

(地下水の6~13に係る項目)

	観測位置No 名称			
	試 料 採 取 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
6	アルキル水銀			
7	総水銀			
8	カドミウム			
9	鉛			
10	六価クロム			
11	砒素			
12	全シアン			
13	ポリ塩化ビフェニル			

事業者名		
事 兼 有 名		

## 最終処分場観測井水質分析結果

(地下水の14~34に係る項目)

				(, [	1 /3 4		•	<u> </u>	יוע – יו	<u> </u>	
	観測位置No 名称										
	試 料 採 取 年 月 日	年	月	日		年	月	日	年	月	日
14	トリクロロエチレン										
15	テトラクロロエチレン										
16	ジクロロメタン										
17	四塩化炭素										
18	1,2-ジクロロエタン										
19	1,1-ジクロロエチレン										
20	1,2-ジクロロエチレン										
21	1,1,1-トリクロロエタン										
22	1,1,2-トリクロロエタン										
23	1, 3-ジクロロプロペン										
24	チラウム										
25	シマジン										
26	チオベンカルブ										
27	ベンゼン										
28	セレン										
29	1,4-ジオキサン										
30	クロロエチレン										
31	ほう素										
32	ふっ素										
33	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素										
34	ダイオキシン類										

事業者名
------

## 最終処分場放流水水質分析結果

(有害物質関係の1~23に係る項目)

	試料採取年月日	年	月日	年月日	年月日	基準値
1	カドミウム及びその化合物					
2	シアン化合物					
3	有機燐化合物					
4	鉛及びその化合物					
5	六価クロム化合物					
6	砒素及びその化合物					
7	水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物					
8	アルキル水銀化合物					
9	ポリ塩化ビフェニル					
10	トリクロロエチレン					
11	テトラクロロエチレン					
12	ジクロロメタン					
13	四塩化炭素					
14	1,2-ジクロロエタン					
15	1,1-ジクロロエチレン					
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン					
17	1, 1, 1-トリクロロエタン					
18	1,1,2-トリクロロエタン					
19	1, 3-ジクロロプロペン					
20	チウラム					
21	シマジン					
22	チオベンカルブ	_				
23	ベンゼン					

事業者名		
事 兼 有 名		

## 最終処分場放流水水質分析結果

(有害物質関係の24~29に係る項目)

	試料採取年月日	年月	日	年月日	年月日	基準値
24	セレン及びその化合物					
25	ほう素及びその化合物					
26	ふっ素及びその化合物					
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物					
28	1,4-ジオキサン					
29	ダイオキシン類					
				(有害物質以外	外の1~15ほ	【係る項目)
1	水素イオン濃度指数					
2	生物化学的酸素要求量					
3	化学的酸素要求量					
4	浮遊物質量					
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(鉱油類)					
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(動植物性油脂類)					
7	フェノール類含有量					
8	銅含有量					
9	亜鉛含有量					
10	溶解性鉄含有量					
11	溶解性マンガン含有量					
12	クロム含有量					
13	大腸菌数					
14	窒素含有量					
15	<b>燐含有量</b>					

事業者名			
------	--	--	--

### 最終処分場浸出液水質分析結果

分析項目	年	月	日	年	月	日	年	月	日

<sup>(</sup>注)分析項目については、浸出液処理設備の機能の状態を把握するために必要な項目とする。

事業者名		
------	--	--

## 最終処分場廃棄物分析結果

(廃棄物の分析の1~15に係る項目)

(管理型、遮断型)

試	料 採 取 年 月 日	年	月日	4	年 月	日	4	年 月	日	
廃	棄物の種類									基準値
1	рН									
2	含水率									
3	熱しゃく減量									
4	アルキル水銀化合物									
5	水銀又はその化合物									
6	カドミウム又はその化合物									
7	鉛又はその化合物									
8	有機燐化合物									
9	六価クロム化合物									
10	ひ素又はその化合物									
11	シアン化合物									
12	ポリ塩化ビフェニル									
13	トリクロロエチレン									
14	テトラクロロエチレン									
15	ジクロロメタン									

### 最終処分場廃棄物分析結果

(廃棄物の分析の16~29に係る項目)

(管理型、遮断型)

試	料 採 取 年 月 日	年月日	年月日	年月日	
廃	棄物の種類				基準値
16	四塩化炭素				
17	1,2-ジクロロエタン				
18	1, 1-ジクロロエチレン				
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン				
20	1,1,1-トリクロロエタ ン				
21	1,1,2-トリクロロエタン				
22	1, 3-ジクロロプロペン				
23	チウラム				
24	シマジン				
25	チオベンカルブ				
26	ベンゼン				
27	セレン又はその化合物				
28	1,4-ジオキサン				
29	ダイオキシン類				

#### 廃棄物処理施設維持管理報告書

(一般廃棄物中間処理施設)

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により一般廃棄物中間処理施設の維持管理の状況を下記のとおり報告します。

記

						H-0
1	事	業	者		名	
1	所		在		地	
2	廃棄物	勿処理	施設の	所存	王地	
3	報 告	<b>声</b> に	係る	期	間	年 月 日~ 年 月 日
4	廃棄	物処理	里施 設	の種	重類	
5	放流	水水	質分	析 結	手果	別記第18号様式の別紙を準用する
6	廃 棄	医物	分析	結	果	が記分10万塚八〇万が成と平川りる
7	施設	の維	持管	理状	沈況	
受付	付印					

※一般廃棄物処理施設に係る報告書はこの様式を基準とするが、上記項目を含む自社様式も 協議により認める。

### 廃棄物処理施設維持管理報告書

(産業廃棄物中間処理施設)

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により産業廃棄物中間処理施設の維持管理の状況を下記のとおり報告します。

記

							百亡							
1	事	業		者		名		許可番号(						
1	所		在			地								
2	廃棄	物処	理施	設の	所在	三地								
3	報	告に	. 係	る	期	間	年	月	日~	年	月	日		
4	処	理		状		況	別紙1のとおり							
5	放疗	た水 オ	k 質	分析	斤結	果	別紙2のとおり							
6	廃	棄物	分	析	結	果	別紙3のとおり							
受付	计印													

事業者名	

# 処理状況

					理	前	廃	棄 物	処	理	後	廃	棄	物
名 称 (施設名)	月	禄 働時	日数間	種		類	$m^3$	量 /月 t)	種	類	$m^3$	<mark>建</mark> /月 t)	乗 利 方	は
処理方式		最高	日/月 時/日 時/日											
( ) , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		最高	日/月 時/日 時/日											
( )		最高	日/月 時/日 時/日											
処理方式		最高	日/月 時/日 時/日											
( ) , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		最高	日/月 時/日 時/日											
( )		最高	日/月 時/日 時/日											
処理方式		最高	日/月 時/日 時/日											
( ) , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		最高	日/月 時/日 時/日											
( )		最高	日/月 時/日 時/日											

事業者名

### 中間処理施設放流水水質分析結果

(有害物質関係の1~23に係る項目)

	試料採取年月日	年	月日	年月日	年月日	基準値
1	カドミウム及びその化合物					
2	シアン化合物					
3	有機燐化合物					
4	鉛及びその化合物					
5	六価クロム化合物					
6	砒素及びその化合物					
7	水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物					
8	アルキル水銀化合物					
9	ポリ塩化ビフェニル					
10	トリクロロエチレン					
11	テトラクロロエチレン					
12	ジクロロメタン					
13	四塩化炭素					
14	1,2-ジクロロエタン					
15	1,1-ジクロロエチレン					
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン					
17	1, 1, 1-トリクロロエタン					
18	1,1,2-トリクロロエタン					
19	1, 3-ジクロロプロペン					
20	チウラム					
21	シマジン					
22	チオベンカルブ	_				
23	ベンゼン					

事業者名		
------	--	--

# 中間処理施設放流水水質分析結果

(有害物質以外24~29に係る項目)

	試料採取年月日	年月日	年月日	年月日	基準値
24	セレン及びその化合物				
25	ほう素及びその化合物				
26	ふっ素及びその化合物				
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物				
28	1,4-ジオキサン				
29	ダイオキシン類				

#### (有害物質以外の1~15に係る項目)

1	水素イオン濃度指数		
2	生物化学的酸素要求量		
3	化学的酸素要求量		
4	浮遊物質量		
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(鉱油類)		
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(動植物性油脂類)		
7	フェノール類含有量		
8	銅含有量		
9	亜鉛含有量		
10	溶解性鉄含有量		
11	溶解性マンガン含有量		
12	クロム含有量		
13	大腸菌群数		
14	窒素含有量		
15	燐含有量		

事業者名	

## 中間処理施設廃棄物分析結果

(廃棄物の分析の1~15に係る項目)

試	料 採 取	年 月	日	4	年 月	日	4	年 月	日	4	年 月	日	
廃	棄物(	か 種	類										基準値
廃	棄物の区分	処理i 処理i											
1	рН												
2	含水率												
3	熱しゃく減	量											
4	アルキル水銀化	合物											
5	水銀又はそ	の化合物											
6	カト゛ミウム又は	その化合	物										
7	鉛又はその	化合物											
8	有機燐化合:	物											
9	六価クロム	化合物											
10	ひ素又はそ	の化合物											
11	シアン化合:	物											
12	ポリ塩化ビ	フェニル											
13	トリクロロ	エチレン											
14	テトラクロ	ロエチレ	ン										
15	ジクロロメ	タン											

事業者名	

## 中間処理施設廃棄物分析結果

(廃棄物の分析の16~29に係る項目)

試	料	採	取	年	月	日	4	年 月	日	4	年 月	日	ź.	年 月	日	
廃	棄	物	j o	か	種	類										基準値
廃	棄物	の区	分		処理 処理											
16	四均	<b>塩化</b> /	炭素													
17	1, 2	2-ジョ	クロ	ロエ	タン											
18	1, 1	ージ	クロ	ロエ	チレ	ン										
19	シンレン		2-シ	ジクロ	コロニ	エチ										
20	1, 1 ン	, 1-	トリ	クロ	1 11 2	ェタ										
21	1, 1 ン	, 2-	トリ	クロ	1 11 2	ェタ										
22	1, 3	3-ジ:	クロ	ロブ	゚ロペ	ン										
23	チ!	<b></b> ララ、	ム													
24	シー	マジ	ン													
25	チン	才べ:	ンカ	ルブ	•											
26	べこ	ンゼ	ン													
27	セ	レン	<b>又は</b> ・	その	化合	物										
28	1, 4	ージ	オキ	サン												
29	ダー	イオ	キシ	ー ン類												

### 廃棄物処理施設維持管理報告書

(積替・保管施設)

年 月 日

船橋市長あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により積替・ 保管施設の維持管理の状況を下記のとおり報告します。

記

1	事	業	者	名			許	可番号(			)
1	所	右	Ē	地							
2	施	設の	所有	生 地							
3	報台	告にも	系る:	期間		年	月	日~	年	月	目
4	施設	どの維持	寺管理	!状況	別紙1の	とおり					
5	積	<b>替</b> • 伊	呆 管 :	実 績	別紙2の	とおり					
受付	<b></b> 付印										

事業者名	
事業者名 1	

### 積替・保管施設維持管理状況

積替・保管が	施設の名称				
写真貼付欄	撮影年月日	年	月	日	撮影者氏名
備考					
T thu					
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	y 198 x 1 イセ ナナ / ロ ケケ 1.レ	司の井井	5. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	≠D	- 古陰な外じた際に港じた世署学に

- (注) 1 備考欄は積替・保管施設の構造の重要部分に支障を生じた際に講じた措置等につ いて記入すること。 2 様式に書ききれない場合は、この用紙をコピーして記入すること。

事業者名		
------	--	--

### **積 替 • 保 管 実 績** ( 年 月 日~ 年 月 日)

No.

廃棄物の種類	搬入量	搬出量	搬出先及び許可番	<b>等号</b>	保管残容量
カロストのマーエス	$(m^3, t)$	$(m^3, t)$	(許可番号	)	$(m^3, t)$
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	
			(	)	

- (注) 1 報告は廃棄物の種類ごとに、また、搬出先ごとに記入すること。
  - 2 単位 m³、 t は該当するいずれかを○で囲むこと。
  - 3 搬出先許可番号は処理施設設置県の許可番号とすること。
  - 4 様式に書ききれない場合は、この用紙をコピーして記入すること。

### 廃棄物処理施設維持管理報告書

(再生利用施設)

年 月 日

船橋市長

あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第25条の規定により再生 利用施設の維持管理の状況を下記のとおり報告します。

記

						記					
1	事	業	者	-	名		診	千可番号 (			)
1	所		在		地						
2	施	設の	所	在	地	通知番号又は設 (	置許可	· 番号 )			
3	再生	生利用	施設	の区	分	最終		中間	積替・位	呆管	
4	報	告に	係る	期	間	年	月	日~	年	月	日
5	埋	立進	行	状	況						
6	観測	則井水	質分	析結	ī果	Ida and a bar of the same of t		T 124 15 5 4	0 = H1144 3	<i>&gt;/44</i> 1111	1
7	放衍	<b>危水水</b>	質分	析結	i果	施設の区分によ	910	号様式の1	~3の別紙を	作用`	する。
8	浸し	出液水	質分	析結	果						
9	廃	棄物	分析	結	果						
10	廃豸	<b>美物処</b>	理施	設の	名						
10			称								
11	施訓	2の維	持管.	理状	況						
12	積	替 •	保管	実	績						
受付	寸印										

### 廃棄物処理施設事故報告書

年 月 日

船橋市長あて

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第26条第1項の規定により報告します。

事故が発生した施設及び関	名称		
連施設の名称、	   施設の種類		
種類、所在地	所在地		
	// IL //L		
事故発生日時	在	<b>声</b> 月 日	時
事故の概要			
措置状況			
原   因			
被害状況			
拡大のおそれ			
受 付 印			

### 廃止 廃棄物処理施設 休止 届出書 再開

年 月 日

船橋市長

あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 を 休止 したので、船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に 再開

関する指導要綱第27条の規定により届け出ます。

廃棄物処理施設の種類及び能力	(処分場は面積、埋立容量)
設置場所	
廃棄物処理施設の 設置届出年月日	年 月 日
廃止若しくは休止 又は再開の年月日	年 月 日
廃止若しくは休止 又は再開の理由	
受 付 印	

#### 最終処分場閉鎖協議書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃止に係る場内整備及び関係事務手続き等が終了したので、船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第28条の規定により協議します。

				*************						
最終	処分	場の	種類	一般廃棄物最産業廃棄物最			(安定型・管:	(安定型・管理型・遮断型)		
設	置	場	所							
許可(届出)の年月日 及び許可(届出)番号				設置(届出) 年	月	日	第	号		
受	付	印								
VF-1-1-	事 米五									

#### 添付書類

- ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図
- ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制(誓約書添付)、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類
  - ① 地利用計画を明らかにする書類